

2025年5月22日
国立研究開発法人理化学研究所
連携促進部

共同研究等における「知的貢献費」の導入及び間接経費の変更

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび弊所では、産学連携における共同研究等（※）に係る諸状況を勘案し、これらの経費の算定方法を見直し、「知的貢献費」を導入させていただくことになりました。また、間接経費につきましても、直接経費（基礎的経費と知的貢献費の合計）の30%以上に変更させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

共同研究等の遂行に係る直接経費において、従来からのコストの積算による経費は「基礎的経費」として区分し、弊所が有する科学的・技術的知見が共同研究等の遂行に与える付加価値や貢献度を勘案した経費として「知的貢献費」を新たに設定させていただきます。詳細は別紙のとおりです。

企業等の皆様には、ご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

※共同研究等：共同研究、試験研究受託（受託試験を含む）、技術指導

お問い合わせ先：

連携促進部 知財戦略社会実装推進課

E-mail: jitsuyou@riken.jp

1. 改正内容

共同研究等における研究費は、以下のとおりとなります。

直接経費	基礎的経費	共同研究等の遂行に必要な直接的な経費	所要経費の積算
	知的貢献費	研究所が有する科学的・技術的知見が共同研究等の遂行に与える付加価値及び外部機関（企業等）への貢献度を勘案した経費	基礎的経費の10%以上
間接経費		研究所の研究環境の整備及び維持並びに産学連携の推進等を図るための経費	直接経費の30%以上

2. アカデミア機関に関する取扱い

アカデミア機関の場合、以下のとおりとすることができます。

- ・直接経費を基礎的経費のみとする。
- ・間接経費を直接経費の10%以上とする。

※アカデミア機関：大学等研究教育機関、国、地方公共団体、公益法人及び特別の法律により設立された法人

3. 経過措置

(1) 経過措置の対象となる契約については、以下のとおり従前の扱いとすることができます。ただし、改正の趣旨を踏まえ、可能な限り改正後の設定に切り替えていただくようお願いいたします。

- ・直接経費を基礎的経費のみとする。
- ・間接経費を直接経費の20%以上とする。

(2) 対象となる契約

本年4月1日時点において現に締結している契約及び当該契約と継続性がある契約等

例) ・本年3月31日以前にすでに締結している契約

- ・本年3月31日以前に締結した契約からの継続性を有する契約（本年4月1日以降に締結する場合も含む）